

令和4年4月15日

事業主殿

パッケージ工業健康保険組合
(公 印 省 略)

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

(令和4年10月1日施行) について

陽春の候、貴事業所におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の一部が令和4年10月1日から施行されることとなります。

こちらに伴い、短時間労働者に対する取扱いが変わるため、法改正の詳細について以下の通りお知らせいたします。

記

◆ 短時間労働者の取扱い

短時間労働者とは、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が通常の労働者の3/4未満であり、なおかつ下記の①～⑤の要件をすべて満たした被保険者のことをいいます。

令和4年10月1日施行の法改正により要件の一部が変更され、短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されます。従前の制度との変更点は下記の表のとおりです。

対 象	要 件	平成28年10月～ (現行)	令和4年10月～ (改正)	令和6年10月～ (改正予定)
事業所	① 特定適用 事業所の基準	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間 労働者	② 労働時間	週の所定労働時間が 20時間以上	変更なし	変更なし
	③ 賃 金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	④ 勤務期間	継続して1年以上 使用される見込み	継続して2カ月を超えて 使用される見込み	継続して2カ月を超えて 使用される見込み
	⑤ 適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

◆ 特定適用事業所に該当する適用事業所に対する事前のお知らせについて

令和4年10月以降、新たに特定適用事業所となる見込みの事業所に対しては、日本年金機構より令和4年3月以降、順次に案内文書の送付を予定しております。

また今後、特定適用事業所に該当するまたは該当する可能性がある場合は、いずれも日本年金機構よりお知らせが送付されますので、詳細については管轄の日本年金機構へお問い合わせください。

◆ 短時間労働者の手続きについて

1. 短時間労働者として新たに被保険者になったときの手続き

短時間労働者としての要件をすべて満たしている方は、資格取得届を提出してください。ただし届出を提出する際には、備考欄の“3.短時間労働者の取得（特定適用事業所等）”を下記のとおり、○（マル）で囲んでください。

		9.令和							6.女 基金
	⑦ 取得 (該当) 年月日	9.令和	年	月	日	⑧ 被扶 養者	0.無		
	⑩ 備考	1.70歳以上被用者該当	3.短時間労働者の取得（特定適用事業所等）				1.有		
円		2.二以上事業所勤務者の取得	4.退職後の嘱託再雇用者の取得						
		5.その他（							

2. 短時間労働者であるかないかの区分に変更があったときの手続き

下記の①または②に該当した場合は、被保険者区分変更届を提出してください。

- ① 1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が通常の労働者の3/4未満である短時間労働者から、正社員やパート労働者等に変更になったとき
- ② 正社員やパート労働者等から、3/4未満の短時間労働者に変更になったとき

※被保険者区分変更届につきましては、ダウンロードへ掲載しています。

◆ 参考資料

[従業員数500人以下の事業主のみなさまへ](#)

[パート・アルバイトのみなさまへ](#)

[配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ](#)

[短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 Q&A 集](#)